議案第１０３号

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２５日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　国民健康保険法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

世田谷区国民健康保険条例（昭和３４年１１月世田谷区条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第６条及び第９条の２から第９条の４までの規定中「第５４条の３第４項」を「第５４条の３第５項」に改める。

第９条の５中「第５４条の３第４項及び第７項から第９項まで」を「第５４条の３第５項及び第８項から第１０項まで」に改める。

第９条の６中「第５４条の３第４項」を「第５４条の３第５項」に改める。

附　則

この条例は、令和９年３月１日から施行する。